

⑥ やむを得ない理由があり、失効後3年を経過したかた

試験の免除はありません。

※ 平成13年6月20日より前にやむを得ない理由が発生した方は、やむを得ない理由が終了した日から1か月以内に適性試験・学科試験に合格し、講習を受講すると運転免許証が交付されます。 やむを得ない理由・期間を証明できるものやその他申請書類【⑤やむを得ない理由あり、免許失効後6カ月を超え3年以内の方と同様】が必要です。

有効期限切れの免許では運転できません。

有効期限切れの免許で運転してしまうと**無免許運転**となります。